

入会日 年 月 日

ふりがな：
名前：
NAME:

住所：〒
ADDRESS:

電話番号：
TEL:

／職業：
OCCUPATION:

携帯電話：
CELLPHONE / EMERGENCY CONTACT (NEXT OF KIN):

／連絡先：

生年月日： 年 月 日生 (歳) / 血液型： 型
DATE OF BIRTH: AGE: BLOODTYPE:

格闘技歴及び段位：
MARTIALARTS EXPERIENCE:

メールアドレス：
MAIL ADDRESS

希望会員 フルタイム 8クラス 4クラス キッズ 諫早道場

入会目的 選手・護身のため・ダイエット・健康維持・その他 ()

● 会員契約書 ●

第1条 本契約は当道場会員 _____ (以降甲とする)とCARPE DIEM BRAZILIAN JIU-JITSU
及び代表森山ゆうき (以降乙とする) との間に交わされた契約書である。

第2条 甲は乙の会則を遵守しなければならない。会則は乙の判断で随時改訂することが出来る。

第3条 甲は乙の入会規定に従い、定められた入会手続きを終えて乙の会員となる。

第4条 甲は乙へ入会するにあたり、規定の入会金を支払う。
(尚、一度支払ったお金は返金できません)

第5条 甲は乙へ毎月定められた会費を支払う。

第6条 甲は以下の行為を行った時、乙の機関から退会となる

- 1) 甲が乙の会則を遵守しなかった場合
- 2) 甲が乙の名誉を著しく傷つけた場合
- 3) 甲が乙の機関にふさわしくない、と乙が判断した場合
- 4) 甲が当ビル付近での風紀を乱した場合

第7条 甲は乙の所有する器物に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし、これを与えた場合、
甲は乙の請求する損害賠償を受け入れる。

第8条 乙に関する施設あるいは行事や練習、試合で起きた怪我や死亡・その他の事故について、甲は
乙に対して一切の保証を請求しない。

第9条 甲が休会・退会をする場合、必ず本人が直接来館して手続きする事、電話では一切受けられな
い。退会届は、来館出来ない正当な理由がある場合に限り、代理人が郵送による提出が認めら
れる。

第10条 甲は利用の有無に関わらず、退会・休会届の提出がない限り毎月の会費を支払う

甲

乙

本人サイン

印

CARPE DIEM BRAZILIAN JIU-JITUS NAGASAKI
代表 森山ゆうき

18歳未満の甲の保護者承諾。

長崎市大橋町7-17森田ビル 2F

上記の者の乙への入会を認めます。

保護者サイン 父

印 母

印

入会時に必要なもの

1. 入会申込書（要記入、捺印）20歳未満の方は本人以外に保護者の署名、捺印も必要です。
2. 入会金（10,000円）
3. 月会費1ヶ月分（最初の月の会費は日割り計算にします。）
4. 銀行・郵便局などの金融機関への届け印（入会3ヶ月目の会費から自動引き落としとさせていただきます。）
5. スポーツ保険代1,850円（1年分）

会費について

会員種別	会費	摘要
フルクラス会員	7,560円/月（税込）	すべてのクラスに受講できます。
8クラス会員	5,400円/月（税込）	一ヶ月に8クラス（オープンマットを除く）を上限に受講できます。
4クラス会員	3,240円/月（税込）	一ヶ月に4クラス（オープンマットを除く）を上限に受講できます。
諫早クラス会員	5,400円/月（税込）	週4クラス（諫早森山武道館・西諫早ふれあい広場・飯盛小島武道場及び土曜日長崎道場）を上限に受講できます。
キッズ会員	2,700円/月（税込）	対象は中学生未満。Fundamental Classのみ受講できます。 回数の上限はありません。

※会費の滞納が発生した場合、CARPE DIEM長崎の会計担当から直接会員へ連絡いたします。
それでもなお、滞納が続く場合は、滞納額全額を請求の上退会手続きを行います。

休会について

下記の事項によりやむを得ない理由により練習に来れない方は、休会手続きができます。
但し、休会中は1ヶ月金1,080円の手数料が発生いたします。

<休会理由>

1. 全治1ヶ月以上の怪我及び病気により自宅療養または入院による治療に専念される方。
2. 仕事等の事情により、他都道府県への勤務を余儀なくされる場合。但し、観光や一時帰省等による休暇を目的とされる場合は、休会手続きはできません。
3. その他個人的な事情によりやむを得ないと当方で判断した場合。

<上記手続きに関する必要なもの>

・必ず証明できるものを持参してください。（医師の診断書の写し等）

<休会に関するアドバイス>

何か困った事情があり 一時練習に参加できない場合、代表の森山へ一度相談してください。

退会について

退会は、未納月謝が完済されるまで受理できません。退会手続きは希望退会月の前月の10日までに完了されてください。（例：6月退会希望→5月10日までに退会手続完了）

なお、当会員としてふさわしくない行動（乱暴、暴言、公序良俗に反する行動、犯罪等）と当方が判断した場合は強制退会もあります。